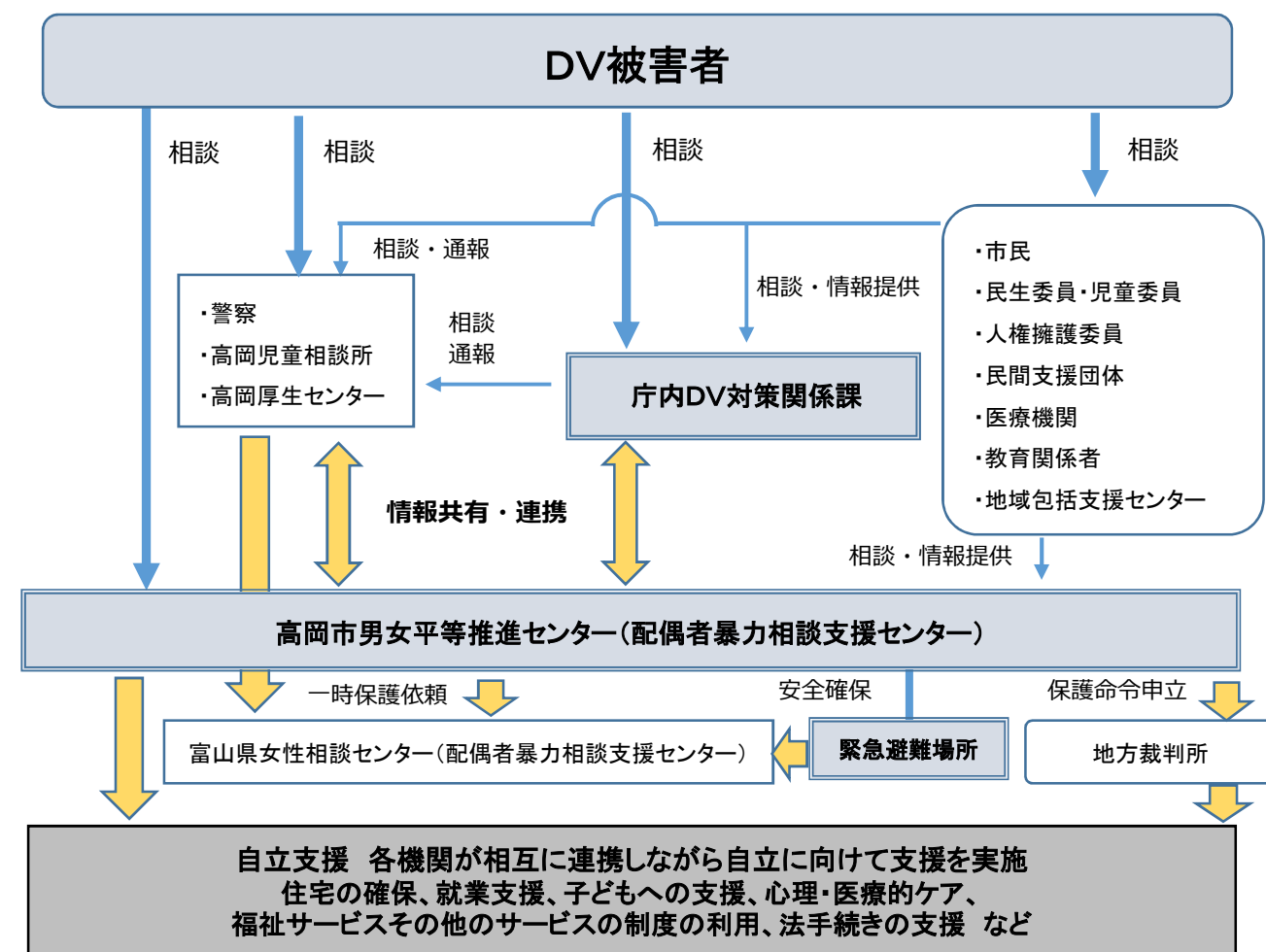


DV 被害者支援の流れ



関係機関（DV に関する相談先） ※いずれも相談は無料・秘密厳守

名称	電話	備考
高岡市男女平等推進センター相談室 (配偶者暴力相談支援センター)	0766-20-1811	月・火・水・金 9:30~16:30 木曜日 14:00~20:00 (祝日、第4月曜日、年末年始は休み) (面接相談は予約必要)
富山県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	076-465-6722	来所: 月~金曜日 8:30~17:15 (祝日及び年末年始は休み) 電話: 毎日 8:30~22:00 ※来所の前にお電話ください
高岡警察署 (緊急時には 110 番)	0766-23-0110	
高岡児童相談所	0766-21-2124	来所: 月~金曜日 8:30~17:15 (祝日及び年末年始は休み) 電話: 24 時間・365 日
高岡厚生センター	0766-26-8415	月~金曜日 8:30~17:15 (祝日及び年末年始は休み)
富山地方法務局 (女性の人権ホットライン)	0570-070-810	月~金曜日 8:30~17:15 (祝日及び年末年始は休み)

高岡市生活環境文化部男女平等・共同参画課

〒933-0023 富山県高岡市末広町 1-7 (ウイング・ウイング高岡6階)

TEL0766-20-1812 FAX0766-20-1815

E-mail gender@city.takaoka.lg.jp

ホームページ <https://www.city.takaoka.toyama.jp/kurashi/kyodosankaku/index.html>



高岡市 HP

高岡市 DV 対策基本計画（第3次）

（配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

～被害者の立場に立った支援と暴力を生み出さない社会の実現に向けて～

〈概要版〉

計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。高岡市では、これまでDV防止の啓発や、被害者からの相談、自立支援等の総合的な施策の推進に取り組んできました。本市では、これまでの取り組みの成果や課題等を踏まえ、相談体制の充実や配偶者等からの暴力防止と被害者の自立支援等の取り組みをさらに進めるため「高岡市DV対策基本計画（第3次）」を策定しました。

計画の位置づけ

- ・DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく本市の基本計画です。
- ・国が定める基本方針に即し、県の基本計画を踏まえた内容としています。
- ・「高岡市男女平等推進プラン(第2次)」の重点課題に掲げる「配偶者等からの暴力の防止」に関する詳しい取り組み内容を定めるものです。

計画の基本的な考え方

- ・DVはどんな理由があっても、決して許されないという認識に立つこと
- ・DVの特徴や被害の実態を客観的に理解し、DVを生み出さない対策から、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めること
- ・本市の課題に即した取り組みの推進
- ・国、県、市町村等の関係機関及び民間支援団体等との連携強化を図ること

計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

配偶者や事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活の本拠を共にする交際相手などからの暴力をいいます。DVは、殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力なども含みます。

また、DVのうち、恋人間で起こるDVを「デートDV」といいます。

▶身体的暴力

- ・平手でうつ
- ・足でける
- ・相手に向かって物を投げる
- ・首を絞める など

▶精神的暴力

- ・暴言を吐く
- ・無視する
- ・交友関係や電話、メール等を監視・制限する
- ・「別れるなら死ぬ」と脅す など

▶性的暴力

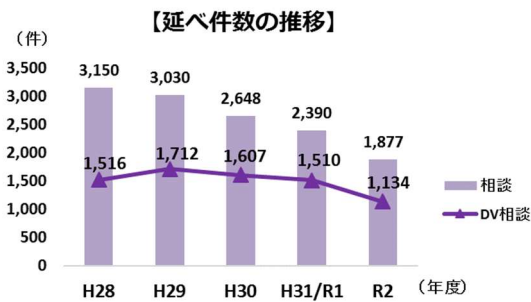
- ・性的行為を強要する
- ・見たくないポルノ雑誌等を見せる
- ・避妊に協力しない など

▶経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・仕事に就くことを許さない
- ・金銭的な自由を与えない など

暴力の
種類

男女平等推進センター相談件数



高岡市男女平等推進センター相談室は、平成 16 年 4 月に開設し、悩みごと相談として専任の相談員が、電話相談と面接相談を行ってきました。

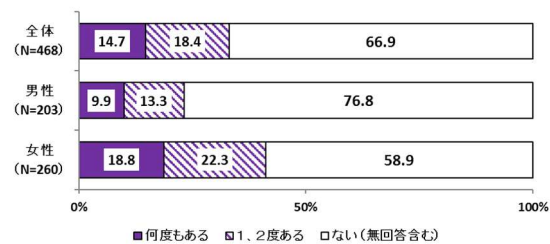
全相談件数及びDV相談件数はどちらも減少傾向にありますが、全相談件数に占めるDV相談の割合は平成 30 年度以降 6 割を超えています。

相談者の年代は、30 代、40 代が 5 割以上となっており、70 歳代以上の相談は平成 28 年度の 1 %から令和 2 年度は約 7 %と年々増加しています。若年層から高齢者まで幅広い年齢層からの相談が増えています。



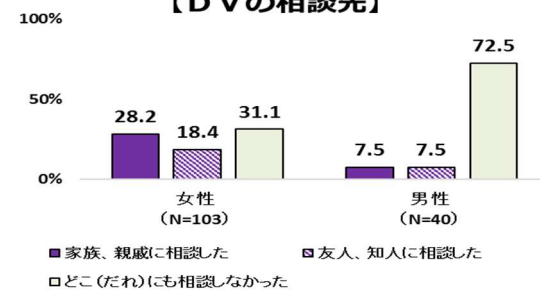
男女平等・共同参画に関する市民意識実態調査結果から（令和3年度）

【配偶者等からの被害経験】



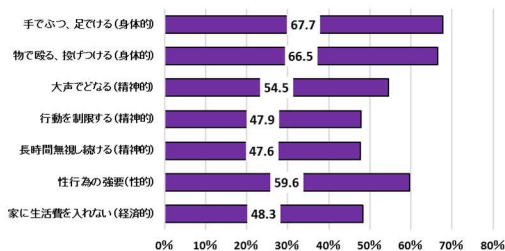
これまでに夫や妻、パートナー、恋人との間で、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」のいずれかについて「何度もされた」あるいは「一、二度された」という方は、33.1%（男性 23.2%、女性 41.1%）となっています。全体の約 3 人に 1 人が被害経験があると答えています。

【DVの相談先】



DV被害にあった時の相談先は、「家族・親戚」が男性 7.5%、女性 28.2% 「友人・知人」が男性 7.5%、女性 18.4%となっています。一方で、「どこ(だれ)にも相談しなかった」との回答は男性 72.5%、女性 31.1%となっており、女性に比べ男性の方が相談に結び付きにくい傾向があります。

【暴力にあたると思う行為】



夫婦間等で行われた場合に暴力だと思う行為について、身体的暴力をDVと認識する人の割合は 6 割を超えています。一方、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力をDVと認識する方の割合は 5 割程度と身体的暴力より低くなっています。



～被害者の立場に立った支援と暴力を生み出さない社会の実現に向けて～

施策の体系 4つの基本目標のもと 16 の施策目標を位置付け、施策目標ごとに取り組みを設けています

基本目標		施策目標		取組
I	暴力を生み出さない意識づくりの推進	1	市民への啓発活動の推進 ★	◎ DV 予防啓発講座の実施 ◎ DV 予防啓発活動
		2	若い世代への啓発 ★	◎ 若い世代へのデートDV等予防啓発 ◎ 学校等における教育、啓発 ◎ 教育・保育関係者への啓発
II	身近で安心して相談できる体制の充実	3	配偶者暴力相談支援センター機能の充実 ★	◎ 配偶者暴力相談支援センター機能の充実
		4	相談体制の充実 ★	◎ 男女平等推進センター相談室の周知 ◎ 男女平等推進センター相談室の利便性の向上 ◎ DV 対策関係課での相談の実施 ◎ DV 対策関係課との連携強化
		5	DV 対策に関わる職員の資質向上	◎ DV 対策に関わる職員への研修の実施 ◎ 職員研修の充実
		6	早期発見のための関係者への周知	◎ 地域支援者に対する周知 ◎ 医療関係者に対する周知 ◎ 教育・保育関係者への周知
		7	高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実	◎ 支援情報の提供 ◎ 相談体制の充実 ◎ 男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談対応
		8	緊急時の安全確保 ★	◎ 被害者の緊急時における一時保護支援 ◎ 緊急避難場所の提供 ◎ 児童相談所等との連携 ◎ 警察との連携 ◎ 保護命令に関する情報提供・支援
		9	被害者等に関する情報保護	◎ 住民基本台帳の閲覧等の制限 ◎ 情報管理の徹底
		10	被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実 ★	◎ 自立支援策を総合的に支援 ◎ DV 対策関係課との連携強化<再掲>
		11	生活再建に向けた支援	◎ 住宅の支援 ◎ 生活の支援 ◎ 民間支援団体による生活支援の情報提供 ◎ 就業に関する情報提供 ◎ 母子家庭等自立支援給付金の活用による支援 ◎ 就業確保のための同伴児の一時預かり事業の充実
III	被害者の自立を支援する体制の強化	12	子どもに対する支援	◎ 保育、就学等に関する支援 ◎ 子どもの心のケア
		13	心身の健康回復に向けた支援 ★	◎ 医療機関への同行支援 ◎ 被害者への個別カウンセリング ◎ 心の回復に向けた講座等の実施 ◎ 自助グループの活動支援 ◎ 心の健康相談
		14	計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化	◎ 計画の進行管理 ◎ 高岡市DV対策関係機関連絡会の設置、会議開催 ◎ 県との役割分担、相互協力 ◎ 高岡市男女平等推進庁内連絡会議（DV対策関係幹事会）の充実 ◎ 近隣自治体との連携 ◎ 加害者対応のための連携
IV	暴力を許さない高岡ネットワーク	15	民間支援団体との連携強化、支援 ★	◎ 民間支援団体との連携・協力 ◎ 民間支援団体の活動の支援
		16	苦情に対する適切な対応	◎ 苦情に対する適切な取り組み

★は重点的な取り組み